

## 差止請求書

2017年11月28日

東京都渋谷区宇田川町36番22号 ノア渋谷パート2-2階  
株式会社ラッシューマン 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体  
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
理事長 野々山 宏（弁護士・京都産業大学法務研究科教授）  
〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町5  
29番地ヒロセビル4階  
電話 075-211-5920  
FAX 075-746-5207  
（担当）理事・事務局長 長野浩三（弁護士）

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後には、景品表示法30条の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

本差止請求に対する貴社の対応を本書到達後1週間以内に書面をもって当NPO法人宛連絡下さい。回答の有無及び内容は公表することがあります。

(請求の要旨)

当NPO法人は、貴社に対し、主位的に下記対象となる表示1記載の表示を行うことの停止を請求するとともに、予備的に下記対象となる表示2記載の表示を行うことの停止を請求する。

(表示媒体)

貴社ウェブサイト

(対象となる商品)

「DCC (ディープチェンジクレアチン)」

(対象となる表示1) (主位的請求)

対象となる商品を「初回実質無料 送料560円(税込)のみ」、「95%OFF送料  
無料560円(税込)」等と表示し、対象となる商品を560円で購入可能であるか  
のように示す表示。

(対象となる表示2) (予備的請求)

①対象となる商品が、「初回実質無料 送料560円(税込)のみ」と表示されてい  
る直前に、「無料」の表示の少なくとも半分以上のポイントで、7840円での、さら  
に3回の購入が義務付けられ、最低支払総額が2万4080円となることを表示せずに、  
対象となる商品を、560円で購入可能であるかのように示す表示。

②対象となる商品が、「95%OFF送料無料560円(税込)」と表示されている直  
前に、「560円」の表示の少なくとも半分以上のポイントで、7840円での、さら  
に3回の購入が義務付けられ、最低支払総額が2万4080円となることを表示せずに、  
対象となる商品を、560円で購入可能であるかのように示す表示。

(紛争の要点)

- 1 貴社の販売する「DCC (ディープチェンジクレアチン)」(以下「本件商品」という。)を、「定期便「メガ得コース」」で購入する場合、貴社ホームページ上では、上記対象となる表示によって、1回だけ送料560円(税込)のみの負担で購入可能であるかのような広告がなされている。しかし、実際は、4回以上の購入継続が条件とされており、2回目以降の単価は、7840円(税込・送料無料)である。従って、定期便「メガ得コース」では、最低2万4080円(税込)分の対象商品を購入する必要があり、総額を最低継続回数の4回で除すれば、1個の単価は60

20円なのであるから、初回購入が送料乃至通常価格の95%OFF価格の負担のみで可能であるかのような表示は、実質的に見れば、虚偽である。

初回お試しをうたっている他の事業者の広告を見ても、初回の割引価格での購入と、2回目以降の継続的購入は完全に切り離されているのが通常である。貴社のように、継続購入の条件を附帯させておきながら、初回お試しを強調して表示することは、他の事業者が従来行ってきたお試し商法によって消費者に浸透した「初回お試し」広告に対する一般的な認識を悪用するものである。

また、4回以上の継続購入の条件に関する詳しい記載は、貴社のホームページ上、本件商品の購入手続に進むためのハイパーリンクのある表示のかなり下にあり、消費者は、上記条件を見る前に、購入手続に進む可能性が高い。「初回実質無料」の表示の近くに「お得な定期コースは4回以上のご利用をお約束頂くコースとなっております。詳しくは下記の「メガ得コースについて」をご確認ください。」と記載されているものの、「実質無料」の表示よりも極めて小さいポイント記載されており、明らかに消費者の目にとまりにくい。

- 2 従って、貴社ホームページの表示は、本件商品を、560円で購入可能であるかのように示す点で「商品…の取引条件について、…実際のもの…よりも取引の相手方に著しく有利」（景品表示法30条1項2号）に該当する。
- 3 よって、以上のとおり、当法人は、貴社に対し、上記景品表示法違反の表示につき、景品表示法30条に基づき、その停止を請求する。

(訴えを提起する予定の裁判所) 京都地方裁判所